島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置について

学校企画課

1 設置の趣旨

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されたことを受け、これまで以上に、学校等における児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組と、関係機関相互の連携を推進していくため、島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会を設置する。

2 検討事項

- (1) 学校等における児童生徒性暴力等の防止等の推進(県としての総合対策の検討など)
- (2) 関係機関相互の連携の推進
- (3) その他

3 組織

島根県教育庁教育監を会長とし、以下の組織で構成

- 島根県教育委員会 学校企画課、教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、人権同和教育課、 松江教育事務所、教育センター
- 島根県

総務部総務課、健康福祉部子ども・子育て支援課、 警察本部生活安全部少年女性対策課

- · 島根県市町村教育委員会連合会
- 関係団体

島根県公立高等学校長協会、島根県特別支援学校長会、島根県中学校長会、 島根県小学校長会、島根県国公立幼稚園・こども園長会、島根県私立中学高等学校連盟

(その他、会長は必要に応じて、上記機関以外の者を協議会に出席させることができる。)

4 当面のスケジュール

〔令和5年9月~10月を目途に、県としての総合対策をとりまとめるため、以下のとおり開催〕

- 令和5年3月13日 第1回協議会開催
- · 令和5年6月~7月 第2回協議会開催(予定)
- 令和5年9月~10月 第3回協議会開催(予定)

【参考】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)(抄)

(児童生徒性暴力等対策連絡協議会)

第十六条 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び 団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他の関係者により構成される 児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことができる。